

鳥取市告示第457号

別紙の者は、住所及び居所が不明のため下記書類を送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき公示送達をする。

なお、当該書類は、本市福祉部保険年金課に保管しているので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

送達する書類の種類

国民健康保険法第76条の3 及び 国民健康保険法第76条の4の規定により準用する介護保険法（平成9年法律第123号）第136条又は第138条の規定による通知書（令和8年度発福保第1060号）

令和8年10月27日

鳥取市長 深 澤 義 彦



書類の送達を受ける者の名簿

番号	納付義務者
1	植村 裕子
2	TEREFE ZENA TESSEMA
3	SEPTYANI AMINI
4	MEGA PUTRI AMELYA
5	ADMAS BIRARA ENDALEW
6	MWANGI JOSEPH KIMANI
7	居出 航
8	MUHAMMAD JOHARI BIN MOHD HASSAN
9	TOTALA RAASHI
10	LE THI TUYET TRINH
11	KOVACS DALMA DORINA
12	RIZKY NUGROHO
13	LIU YING QI

計 13 件